

令和7年横審第23号

裁 決

遊漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官小林努出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和6年10月13日10時21分半僅か前

千葉県菖生漁港北西方沖合

2 船舶の要目

船種	船名	遊漁船A	モーターボートB
総トン数		12トン	2.6トン
全長		17.50メートル	
登録長			7.52メートル
機関の種類		ディーゼル機関	ディーゼル機関
出力		471キロワット	128キロワット

3 事実の経過

Aは、平成3年2月に進水した遊漁船業等に従事するときの最大搭載人員が旅客25人及び船員1人のFRP製遊漁船（旅客船）兼作業船で、船体中央部やや船尾寄りに操舵室を配し、操舵室前部中央に舵輪、その右舷側にレーダー及びGPSプロッター、舵輪左舷側に魚群探知機及び機関操縦レバー、魚群探知機後方に操船用の椅子がそれぞれ装備され、a受審人が1人で乗り組み、釣り客20人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、遊漁の目的で、船首1.0メートル船尾1.6メートルの喫水をもって、令和6年10月13日07時00分京浜港東京第3区の係留地を発し、千葉県磯根岬南西方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、08時10分前示釣り場に到着して遊漁を行った後、10時10分萩生漁港北西方沖合の釣り場に移動することとして発進し、GPSプロッターをノースアップ及び自船から約0.8海里の範囲を表示させ、椅子に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、10時13分僅か前萩生港第1防波堤灯台（以下「萩生灯台」という。）から341度（真方位、以下同じ。）3.3海里の地点で、針路を190度に定め、15.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、10時18分半僅か前萩生灯台から322度2.2海

里の地点に達したとき、Bが正船首1,440メートルのところとなり、同船がスパンカーを展張し、同じ方向を向いてほとんど移動していない様子から、漂泊していることが分かり、その後Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、釣り場を決めるために右舷方の遊漁船とGPSプロッターの画面を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けないで続航し、10時21分半僅か前萩生灯台から302度1.8海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その左舷船首部がBの左舷船首部に、前方から平行に衝突した。

当時、天候は晴れで風力4の北風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央やや船尾寄りに操縦室、同室後方右舷側に操縦区画をそれぞれ配したFRP製モーターボートで、操縦室前部右舷寄りに舵輪、その前方にGPSプロッター兼魚群探知機、舵輪右舷側に機関操縦レバー、操縦区画にも舵輪及び機関操縦レバーをそれぞれ備え、b受審人が1人で乗り組み、親族1人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.6メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、同日07時30分萩生漁港の係留地を発し、同漁港北方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、07時50分前示沖合に到着して釣りを開始した後、釣果を求めて移動しながら釣りをを行い、10時03分僅か前衝突地点付近で、機関を中立運転とし、船尾に白色のスパンカーを展張して船首を北方に向け、GPSによる位置情報を利用した定点保持機能を有するBの船首に取り付けられたトローリングモーターを用いて船位を保持しながら漂泊を始め、周囲に他船を見掛けなかったことから、自

船に接近する船舶はいないものと考え、操縦区画後方の船尾甲板に立った姿勢で、右舷側から釣り竿を出して釣りを再開した。

b受審人は、10時18分半僅か前衝突地点で、船首が010度を向いていたとき、正船首1,440メートルのところに、Aを視認することができ、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、依然として、自船に接近する船舶はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、b受審人は、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続け、10時21分半少し前船首至近にAを認めたものの、どうすることもできず、Bは、船首が010度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは左舷船首部外板に擦過傷等を、Bは左舷船首部及び操縦室左舷各外板に割損等をそれぞれ生じたが、後にいずれも修理され、b受審人が変形性頸椎症等を、B同乗者が両膝関節打撲傷等をそれぞれ負った。

(航法の適用)

本件は、海上交通安全法の適用海域である萩生漁港北西方沖合において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したもので、同法には本件に適用される航法の規定がないことから、一般法である海上衝突予防法（以下「予防法」という。）が適用される。

予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶とに適用される航法の規定がないので、本件は、予防法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、萩生漁港北西方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、萩生漁港北西方沖合において、釣り場を移動するために航行する場合、周囲の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、釣り場を決めるために右舷方の遊漁船とGPSプロッターの画面を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせるとともに、b 受審人及びB同乗者をそれぞれ負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、萩生漁港北西方沖合において、釣りを行いながら漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、自船に接近する船舶はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向首接近するAに気付かず、避航を促す音響信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けてAとの衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせるとともに、B同乗者を負傷させ、自らも負傷するに至った。

以上のb 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年2月26日

横浜地方海難審判所

審判長 審判官 高 木 省 吾

審判官 米 倉 毅

審判官 上 羽 直 樹